

試験研究成果普及情報

部門	林業	対象	行政
課題名:砂利採取跡地等の緑化に係わる阻害要因とその対策			
[要約]砂利採取跡地等の開発許可行為地は、植栽基盤が劣悪であるため、多くの箇所で樹木の生育が不良となり、目的とした緑化目標が十分達成されていない。そこで、森林を確実に復元するために支障となる阻害要因を明らかにし、それぞれの阻害要因に対する対策についてとりまとめている。			
キーワード(専門区分)森林防災 (研究対象) 森林災害 - 土砂流失 (フリーキーワード)砂利採取跡地、林地開発許可行為地、緑化技術、のり面緑化、 土壌環境			
実施機関名 (主査)森林研究センター環境機能研究室 (協力機関)林務課林地対策室、各支庁農林振興課 (実施期間)2001～2002年度			

[目的及び背景]

林地開発許可制度の発足以来、砂利採取跡地等への樹木の植栽は、一般の林地で行っている通常の植栽方法と同じ方法で行われてきた。しかし、これらの場所は植栽基盤が劣悪であるため、多くの箇所で樹木の生育が不良となり、目的とした緑化目標が十分達成されていない。そこで、森林を確実に復元するための指針として、千葉県農林水産部林務課が「砂利採取跡地等における緑化技術指針」を策定するに当たり、必要となる基礎的な資料を収集し提供するため、確実な森林の復元に支障となる阻害要因を明らかにし、それぞれの阻害要因に対する対策についてとりまとめる。

[成果内容]

県内の林地開発行為地のうち、砂利採取地(砂採取地を含む)30箇所、岩石採取地4箇所、残土埋立地4箇所、産業廃棄物最終処分場1箇所、合計39箇所で、開発計画図や緑化計画図など計画図面を参考に、土壌環境の状況、緑化目標樹木の生育状況、維持管理状況などについて現地調査及び聞き取り調査を行い、緑化目標が達成していない場合の阻害要因と達成に向けての対策について解析した。主な内容は次のとおりである。

- 1) 土壌の固結及び排水不良が確認され、土壌改良および縦穴排水工や集水溝などの設置が必要と認められた。
- 2) 切り取り面等の砂土の理化学性の不良が確認され、土壌改良が必要と認められた。
- 3) 土壌養分の不足が確認され、施肥が必要と認められた。
- 4) 植栽樹種の選定不適が確認され、適切な緑化目標を設定し、それに応じた適正な樹種選定が必要と認められた。
- 5) 平坦地では、地表面滞水を排除できないことが決定的な影響を与えていると判断された。
- 6) 管理の不徹底が確認され、確実に緑化目標を達成させるための意識の向上が必要と認められた。

[留意事項]

細部については個々の開発行為地に対応した対策が必要である。

[普及対象地域]

県内全域

[行政上の措置]

[普及状況]

[成果の概要]

図表省略(平成14年度試験研究成果発表会資料参照のこと)

[発表及び関連文献]

- 1) 砂利採取跡地等の緑化に係わる阻害要因とその対策、平成14年度試験研究成果発表会資料(林業)、2003年
- 2) 砂利採取跡地等における緑化技術指針、千葉県農林水産部林務課刊、2002年